

# さが藻類バイオマス協議会規約

## 第一章 総則

### (名称)

第1条 本会は「さが藻類バイオマス協議会」（以下「協議会」という。）と称する。

### (目的)

第2条 協議会は、産官学金の多様な主体が連携し、地域資源と藻類を活用した事業展開の環境を整備し、藻類産業の創出及び集積を図ることで、佐賀市を中心に佐賀県において低炭素社会の実現に寄与しながら、経済の活性化と雇用を創出することを目的とする。

### (活動内容)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行なう。

- (1) 会員が行う藻類関連事業への支援
- (2) 藻類産業の創出に資する各種調査研究並びに情報の収集及び共有
- (3) 藻類産業の創出に資する技術提供及び技術開発支援
- (4) 前3号に掲げるもののほか協議会の目的を達成するために必要な活動

### (会員)

第4条 協議会は次の会員により構成する。

- (1) 正会員 協議会の目的に賛同する企業、団体及び個人事業主
- (2) 支援会員 協議会の目的に賛同し、活動を支援する国の機関、地方公共団体、大学及び事業を行う上で理事会において協力が必要と認められた団体又は個人

### (入会)

第5条 協議会に入会を希望するものは、別に定める協議会入会申込書を協議会事務局（以下「事務局」という。）に提出し、承認を得ることにより、会員となることができる。ただし、支援会員の入会については理事会の承認を得なければならない。

2 入会の要件は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 協議会の設立趣意及び 第 2 条に規定する目的に賛同すること。
- (2) 会員として名称が公表されることを了承すること。
- (3) 会員として事務局へ提出した情報は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号、以下「個人情報保護法」という。）第 2 条第 1 項に規定する個人情報（以下「個人情報」という。）を除き、退会後も協議会が活用する可能性があることを了承すること。
- 3 会員のうち、法人又は団体にあつては、協議会に対してその権利を行使する 1 人の者（以下「会員代表者」という。）を定め、事務局に届けるものとする。変更した場合も同様とする。
- 4 第 2 項の規定にかかわらず、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。）に該当する者、又は暴力団若しくは暴力団員が経営に実質的に関与している企業その他の団体は、協議会の会員となることができない。

#### （会費）

第 6 条 正会員は、別表第 1 に掲げる区分に応じて同表に定める会費を納入しなければならない。

- 2 別表第 1 に定める会費は、1 事業年度において正会員が納入する金額とする。
- 3 支援会員の会費は、徴収しない。ただし、支援会員は、協議会の事業推進に必要な支援を行なうものとする。
- 4 納入した会費は、その理由を問わずこれを返還しない。

#### （会費の減額）

第 7 条 前条第 1 項の規定にかかわらず、事業年度の途中で入会した正会員の当該年度の会費については、別表第 2 掲げる入会月に応じ、その納入すべき会費の額にそれぞれ同表に定める率を乗じて得た額を当該会員から減額するものとする。

- 2 別表第 2 の入会月については、協議会入会申込書の承認を受けた日の属する月とする。

#### （退会）

第 8 条 協議会から退会しようとするときは、別に定める退会届出書を事務局に提出しな

ければならない。

2 前項の規定にかかわらず会員が次の各号のいずれかに該当するときは、退会したものとみなす。

- (1) 会員が死亡若しくは失踪宣告を受けたとき、又は解散若しくは破産したとき。
- (2) 正当な理由なく納入期限日から起算して6ヶ月経ても会費を納入しないとき。

3 第1項の規定にかかわらず会員が次の各号のいずれかに該当するときは、理事会の議決を得て、会員の登録を取り消すことができる。

- (1) 第2条に規定する目的に著しく反する行為をしたとき。
- (2) 会員全体の利益を著しく害する行為をしたとき。
- (3) 法令や公序良俗に反する行為をしたと認められるとき。

4 前3項の規定により退会した会員は、秘密保持に関する義務、及び既に発生した債務に関しては、これを免れることはできない。

## 第二章 役員

(役員)

第9条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上15名以内
- (2) 監事 2名以内

2 理事のうち、1名を会長、2名以内を副会長とする。

(選任)

第10条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 会長及び副会長は、理事の互選により選任する。
- 3 理事と監事は、相互に兼ねることができない。

(職務)

第11条 会長は協議会を代表するとともに、会務を統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 3 理事は理事会を構成し、協議会の会務の立案、執行、顧問の選任を行なう。

4 監事は、協議会の業務及び会計を監査する。

(任期)

第12条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 役員が欠けたときの補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了により、第9条に規定する役員の数を満たさない場合には、後任者が就任するまでは、その職務を行なわなければならない。

4 役員に選任された会員代表者が会員の都合により変更された場合は、第10条の条文にかかわらず、理事会の承認を経て変更後の会員代表者が役員に就任するものとし、その任期は前任者の残任期間とする。

(解任)

第13条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の議決によりこれを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明する機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

(顧問)

第14条 協議会に顧問を置くことができる。

2 顧問は、理事会において選任する。

3 顧問は、協議会の活動に係る技術的かつ重要な事項について、意見を述べることができる。

(報酬等)

第15条 役員及び顧問は、無報酬とする。

### 第三章 会議

(種別)

第16条 協議会の会議は、総会、理事会とし、総会は通常総会及び臨時総会とする。

(構成)

第17条 総会は会員をもって構成し、理事会は理事をもって構成する。

(権能)

第18条 総会は、次の事項を審議する。

- (1) 事業計画及び事業報告
- (2) 収支の予算及び決算
- (3) 役員を選出及び解任
- (4) 規約の変更
- (5) その他協議会の運営に関する重要事項

2 理事会は、次の事項を審議する。

- (1) 総会の議決した事項の執行に関すること。
- (2) 総会に附議すべき事項
- (3) 会員の登録取り消しに関すること。
- (4) その他総会の議決を要する事項以外で理事又は監事から提案された事項

(開催)

第19条 協議会の通常総会は、毎年1回開催するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には臨時総会を開催できるものとする。

- (1) 理事会が必要と認めたとき。
- (2) 会員総数の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。
- (3) 監事の全員から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。

2 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 選任された理事のうち3分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき

(招集)

第20条 総会及び理事会は、会長が招集する。

2 総会を招集する場合は、日時及び場所並びに会議の目的たる事項及びその内容を示し

た書面若しくは電子メールをもって通知しなければならない。

- 3 前項の規定は、理事会について準用する。ただし、議事が緊急を要する場合において招集するときは、この限りでない。

(議長)

第21条 総会及び理事会の議長は会長が務める。ただし、会長が出席できない場合は、副会長のうちから議長を選出し、会長及び副会長が出席できない場合は、出席役員のうちから議長を選出する。

(定足数及び議決)

第22条 会議は、構成員の過半数の出席をもって成立する。

- 2 会議の議事は、出席構成員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(表決権等)

第23条 総会に出席できない会員は、あらかじめ通知した事項について、書面又は代理人をもって表決権を行使し、又は他の会員に表決を委任することができる。

- 2 前項の代理人は、代理権を証する書面を議長に提出しなければならない。
- 3 第1項の規定により表決権を行使する会員は、前条の規定については、出席したものとみなす。

#### 第四章 資産及び会計

(資産の構成)

第24条 協議会の資産は、次の各号により構成する。

- (1) 会費収入
- (2) 事業収入
- (3) その他収入

(資産管理及び経費の支弁)

第25条 協議会の資産は事務局が管理し、管理方法は理事会の議決による。

2 協議会の経費は、資産をもって支弁する。

(事業年度)

第26条 協議会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(事業計画及び予算)

第27条 協議会の事業計画及び収支予算については、事務局が作成し、理事会の承認を経て、総会の議決を得なければならない。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は理事会の議決に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入を得、又は支出することができる。

3 前項の収入及び支出は、新たに成立した予算の収入及び支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第28条 協議会の事業報告及び収支決算については、事務局が事業報告書、収支計算書を作成し、監査を経て総会の議決を得なければならない。

2 決算上余剰金が生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

## 第五章 権利の帰属及び秘密の保持

(責任範囲)

第29条 会員は、会員間での情報交換、共同事業の実施、直接商談、取引又は契約について、当該会員が自己の責任で行うものとし、役員及び事務局は、保証又は責任を負わないものとする。

2 会員の違法行為又は第三者の権利の侵害が会員に帰すべき事由により発生した場合は、会員は自己の責任において一切を処理するものとする。

(著作権)

第30条 会員が協議会活動への参加に際し新たに作成した著作物の著作権は、当該会員に帰属するが、当該会員が許諾する範囲内で、会員及び事務局は、これを利用することができる。

- 2 会員間において共同で協議会活動への参加に際し新たに作成した著作物の著作権の扱いは、前項を準用する。

(知的財産権)

第31条 第3条の規定に基づく協議会の活動に際して新たに生じた発明、考案、意匠、ノウハウ等（以下「発明等」という。）に係る権利（以下「知的財産権」という。）の扱いは、次に定めるとおりとする。

(1) 発明等に係る知的財産権は、当該発明等を創作したものに帰属する。ただし、協議会への委託により創出された知的財産権については、その都度委託に係る当事者間で協議のうえ定めるものとする。

(2) 発明等が共同の創作に係る場合は、創作者間での共有とし、その持分その他手続等については、共有者間で協議のうえ定めるものとする。ただし、協議会入会前から実施する当該創作者間の共同研究等により当該発明等が創作された場合はこの限りでない。

(3) 協議会が保有すべきと認められる知的財産権については佐賀市が保有し、会員が当該知的財産権の利用を求めた場合は、利用実施の方法等について協議会と当該会員間で協議のうえ定めるものとする。

(秘密保持)

第32条 会員は、次の各号のいずれかに該当する情報（以下「秘密情報」という。）についてこれを秘密として保持し、事務局及び秘密情報の提供者の同意なく会員以外の第三者に対し開示、漏洩してはならない。

(1) 協議会が配布した資料のうち「秘密情報」等、これが秘密であるとわかる記載がある資料及びその内容

(2) 協議会が口頭又はスライド等の視覚装置により提示した情報であって、かつ、その内容について当該会議の場で、情報提供者より「秘密情報」である旨を示された情報

(3) 前2号に該当する資料及び情報の複写物及び複製物

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかの情報は、秘密情報に該当しないものとする。

(1) 配布又は提示の時点において既に公知であることが立証できる情報

(2) 配布又は提示の時点以前より既に会員が保有していたことが立証できる情報

(3) 秘密情報に接することなく、独自に開発、製作又は創造したことが立証できる情報

(4) 配布又は提示の時点以降において、正当な権限をもつ第三者から何ら秘密保持義務を負うことなく適法に入手した情報

(5) 法令により開示することが義務付けられる情報

3 前項第5号の情報を開示する場合には、会員は、当該情報の情報提供者及び協議会に対してあらかじめその旨を通知するものとし、当該情報の開示範囲が必要最小限に止められ、かつ、法令の定める目的にのみ使用されるために合理的な努力をするものとする。

4 本条の規定については、協議会が解散されたのちも3年間は有効に存続するものとする。

(個人情報取扱)

第33条 会員及び事務局は、保有する個人情報の提供を受ける場合は、個人情報保護法並びにこれに関連する法令及びガイドラインを遵守し、当該個人情報を保護するものとする。

## 第六章 解散

(解散)

第34条 協議会は、第22条2項の規定にかかわらず、第2条の目的が達成されたと判断された場合又はそれ以外の理由による場合でも総会において出席会員の3分の2以上の議決を得て解散することができる。

(残余財産の処分)

第35条 協議会が解散する場合、残余財産の処分は、総会の議決により協議会と類似の目的を有する一般社団法人、公益社団法人、国又は地方公共団体に贈与するものとする。

## 第七章 事務局

(事務局)

第36条 協議会の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 協議会は、事務局を佐賀市に置く。

3 事務局に事務局長、事務局次長及び事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。

4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(事務処理)

第37条 事務局は次の事務を処理する。

- (1) 会員の入会に関する事。
- (2) 資産の管理に関する事。
- (3) 事業計画及び事業報告の作成に関する事。
- (4) 収支予算及び収支決算の調製に関する事。
- (5) その他会長が協議会の運営に必要と認める事務

## 第八章 雑則

(実施細則)

第38条 この規約の実施に際して必要な事項は、理事会の議決を得て、会長が別に定める。

附 則

- 1 この規約は、平成29年7月10日から施行する。
- 2 協議会設立時の会員は、第5条の規定にかかわらず、次のとおりとする。
  - (1) 正会員
    - ・株式会社 ミゾタ
    - ・株式会社 戸上電機製作所
    - ・株式会社 アルビータ
    - ・株式会社 ユーグレナ
    - ・株式会社 佐賀銀行
    - ・佐賀信用金庫
  - (2) 支援会員
    - ・国立大学法人 佐賀大学
    - ・国立大学法人 筑波大学
    - ・佐賀商工会議所
    - ・一般社団法人 建設業協会佐賀
    - ・佐賀県
    - ・佐賀市
- 3 協議会の設立初年度の役員の選任については、第10条第1項中「総会」とあるの

は、「設立総会」と読み替えるものとし、その任期については、第12条第1項の規定にかかわらず、平成30年度の通常総会の日までとする。

4 協議会の設立初年度の事業計画及び収支予算については、第27条第1項の規定にかかわらず、設立総会の議決により成立するものとする。

5 協議会の設立初年度の会計年度については、第26条の規定にかかわらず、この規約の施行日から平成30年3月31日までとする。

附 則

1 この規約は、平成30年8月2日から施行する。

附 則

1 この規約は、令和元年8月9日から施行する。

別表第1（第6条関係）会費

住所 \ 資本金	5,000万円未満 又は個人事業主	5,000万円以上
(1) 佐賀市内に事業所等が立地	20,000円	60,000円
(2) 佐賀県内に事業所等が立地 (第1号を除く)	30,000円	90,000円
(3) 前各号以外	40,000円	120,000円

備考

- 1 事業所等とは、企業、団体等の本社、支社、営業所その他の事務所、工場、研究所等をいう。

別表第2（第7条関係）会費の減額

入会月	率
4月～6月	0
7月～9月	0.25
10月～12月	0.5
1月～3月	0.75